

# 「訴え型」の文に現れる「ね」「よ」の機能

全 賢 善

## 1. はじめに

「ね」「よ」は、話し手の聞き手に対する伝達態度を表す表現形式の一つであり、日本語の日常会話で常用される文末表現形式である。近年来、この「ね」「よ」によって表される話し手の伝達態度に関する研究は盛んに行われてきているが、その代表的なものとして、話し手の認識態度（話し手と聞き手との情報や知識の一致・不一致に関する話し手の判断）からの考察があげられる。各論者の考察の視点に多少の違いはあるものの、大曾（1986）、陳（1987）、神尾（1990）、益岡（1991）等がこれに属するといえよう。しかしこれらの先行研究は、ほとんど述語の有する「<sup>(1)</sup>演述型」の文に限られている。

本稿は、「訴え型」の文に現れる「ね」「よ」の機能を文の表現類型との相関、及び待遇表現の観点から明らかにすることをその目的とする。

## 2. 文の表現類型

本稿における日本語の文の表現類型については益岡（1991）に従う。益岡は文の表現類型を次の5つに分けた。

「演述型」の文	知識を情報として提供するもの
「情意表出型」の文	内面に存する感情や意志を情報として伝えるもの
「訴え型」の文	聞き手の行為を要求するもの
「疑問型」の文	情報を要求したり疑いを提供したりするもの

(1) 益岡は「訴え型」の文に用いられる「ね」「よ」にも触れている。

「感嘆型」の文                    感動や驚きを表現するもの

これらは文の表現伝達機能を典型的に特徴づけたものである。本稿では「訴え型」の文に現れる「ね」「よ」の機能を「演述型」におけるそれと比較して互いの相違点を考察する。「演述型」の文と「訴え型」の文は、伝達であるか、行為要求であるかという相違点だけではなく、対人関係の要素への関わりにおいても異なる面のあることは明らかである<sup>(2)</sup>。従って、「演述型」の文と「訴え型」の文に現れる「ね」「よ」を比較することは「ね」「よ」の機能を究明していく上でより有効であると思われる。

### 3. 従来の「ね」「よ」に関する意味解釈

終助詞に関する研究は、終助詞の命名者である山田孝雄に端を発するが、近年、上野(1972)、大曾(1986)、仁田(1989)、神尾(1990)、佐治(1991)等によって活発に行われている。

これらの先行研究によれば、「ね」「よ」の機能はおおむね次のようにまとめられる。

「ね」は話し手と聞き手がお互いに同じ情報や知識を持っていると話し手が想定した場合、「よ」は話し手側に情報や知識があると話し手がみなした場合に使われる。

これは益岡の言う「演述型」の文における「ね」「よ」の機能に関するものであるが、しかし、「ね」「よ」は「演述型」の文だけではなく、すべての文の表現類型に接続される。さらに、「演述型」以外の文の表現類型に現れる「ね」「よ」については、上記の説明は説得力を失うこととなる。例えば、次の(1)のような場合である。

---

(2) 「訴え型」の文が用いられる対人関係は限られている。例えば、「命令・禁止」文は目上の人から目下の人に向かって用いられるのが一般的である。

(1) 今度、ぜひゆっくり遊びにいらっしゃってくださいね。(作例)

この「ね」は話し手と聞き手の情報や知識の一致・不一致とは次元の異なるものである。これを話し手と聞き手が同じ意向を持っていると話し手が想定して用いた「ね」として解釈するには無理がある。つまり(1)における「ね」を確認、または、同意を求める「ね」と解釈すると、話し手が聞き手に対して「遊びにくる」ことを押しつける印象を与えかねない。これは「ね」の有する待遇性にも反する解釈となる。つまり、「ね」はその意味特徴によって常に話し手の聞き手に対する配慮(聞き手の face を守ろうとする側面)を反映しようとする表現形式であるからである。従って、(1)の「ね」は話し手の聞き手に対する要求表現を和らげて、話し手の「遊びにきてもらいたい」という願望の意を表明しており、それを伝達するために用いられた文末表現形式と解釈するのが妥当である。無論、これは「演述型」における「ね」「よ」の機能に関する説明とはまったく無縁のものであることを意味するものではない。いうまでもなくそこに内包される連続性は認められるべきである。次の表現例を見てみよう。

(2) 夕べ、約束したよね。今日は早く帰ってきてね。(作例)

(2)の「ね」には話し手の「今日は早く帰ってきてもらいたい」という願望の意だけでなく、「夕べ、約束したよね」という前文を受けて、話し手が聞き手にそれを確認する意もないことはない。

この点において、益岡は(2)のような前提となる文がない場合であっても、「訴え型」の文に用いられる「ね」「よ」は「演述型」の文に用いられるそれらと同一の機能を有するとし、次のような指摘をしている。

「ね」は話し手の意向と聞き手の意向が調和するとの判断を表し、  
「よ」は両者の意向が対立するとの判断を表す。

しかし、「演述型」の文と「訴え型」の文の表す伝達機能の違いは、それらに接続される「ね」「よ」の機能に大きく影響を及ぼしている。

(3) 会議は2時からだね。(作例)

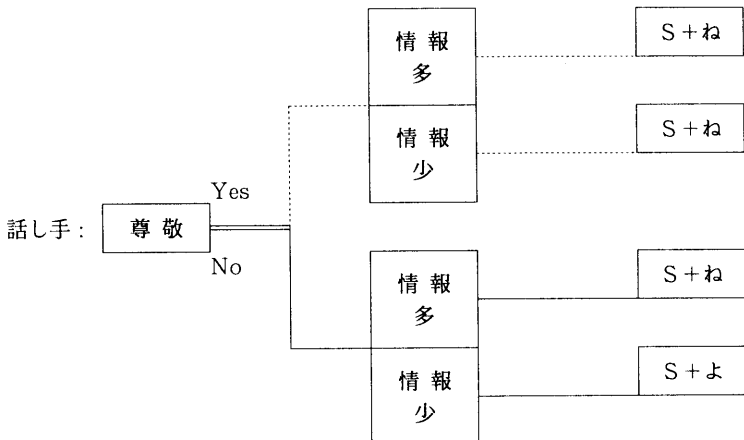
(4) 会議は2時からだとみんなに伝えてね。(作例)

表現例(3)(4)の「ね」の機能は明確に異なる。(3)の「ね」は話し手と聞き手の知識が一致すると話し手が想定して聞き手に確認するものであり、(4)の「ね」は話し手の聞き手に対する行為要求の表現を和らげるものである。しかし、(3)(4)における「ね」は、いずれも話し手の聞き手に対する配慮を表している点においては共通性が見られる。

このように、常に相手との関係に対する配慮を念頭において用いられるいわゆる「終助詞」に関しては、待遇表現の立場からの考察や分析は必要不可欠である。

#### 4. 待遇表現としての「ね」「よ」

全(1994)は、実際の言語行動における「ね」「よ」の使い分けには待遇表現としての考察が必要であると指摘した。つまり、「ね」「よ」は話し手の有する情報や知識が、聞き手が持っていると想定される情報や知識と一致するのに対立するのかに関する話し手の判断を表す形式ではあるが、それらが実際に用いられる際には話し手と聞き手との対人関係が重要な要素として働くということである。次の図を見てみよう。



この図は、「ね」「よ」の使い分けには話し手の聞き手に対する心理的な待遇態度が関わっていることを表している。つまり、話し手が聞き手に情報や知識を伝える際、その情報や知識の確かさによって「ね」「よ」が選択されるが、そこには話し手と聞き手との対人関係も大きく影響を及ぼしているということである。話し手が聞き手に敬意を抱いている場合は、話し手が持っている情報や知識が聞き手より確かであるとしても、話し手は聞き手に対して「よ」を用いることを避けて、聞き手に情報や知識を確かめようとする「ね」を用いる傾向がある。

このように見てくると、話し手と聞き手との間の情報や知識が一致或いは調和しているか、不一致或いは対立しているかを視点とする考察には不備が見られ、その考察には待遇態度が不可欠の要素として取り上げられなければならないこととなる。

## 5. 本稿の仮説

そこで、本稿においては、先ず、待遇態度の側面から「訴え型」の文に見られる「ね」「よ」の機能について、次のような仮説を立てて論を進めていくこととする。

「ね」: 話し手の聞き手に対する要求の度合いを和らげ、聞き手への要求表現を話し手の願望として表現伝達する。

「よ」: 話し手の聞き手に対する要求の度合いを強めると同時に、聞き手に対する話し手の催促の意図を表現伝達する。

以下、具体的な表現例をあげながら、仮説の妥当性を検討していく。

## 6. 「訴え型」の文に見られる「ね」「よ」

### 6-1. 「訴え型」の文

2ですでに述べたように、「訴え型」の文の表現伝達機能は、話し手の聞き手に対する行為要求にある。それは、さらに命令・禁止、依頼、勧誘に大略下位分

類される。

「命令・禁止」文は、聞き手に直接的な形で行為を強く要求する文である。「命令」文の表現形式には、「～たまえ」「～て」「～ませ」「～てください」「～なさい」「～おいで」「～てちょうだい」があげられるが、ここでは動詞の命令形のみを対象とする。そして「みんな早く集まるんだ!」のような命令表現も除外することとする。「禁止」文は話し手が聞き手に対して行為を行わないように命令する文である。すなわち、打ち消しの命令表現ともいえる。「禁止」文の代表的な表現形式としては、禁止の意を表す終助詞「な」が接続された形がある。

「依頼」文は「～てくれ(ください)」の表現形式をとる文である。元来、「ください」は尊敬語「くださる」の命令形「くだされ」の転じたものであるが、それが実際の言語行動で「～てください」として用いられた場合の意味は依頼の表現である。これは、形式面では動詞の活用形式の一つである命令形をとってはいえるものの、尊敬語の有する意味特徴が形式より優先され、表現されたことに起因する。そこで、他の「命令・禁止」の表現形式とは異なり、「～てください」の命令形には丁寧さがある程度包含されることとなる。

「勧誘」文は話し手が聞き手に何かを勧める、あるいは、提案する表現である。その表現形式としては「～う(よう)」がある。これは聞き手に対する消極的な行為要求の表現ともいえる。

「演述型」の文と違って「訴え型」の文は聞き手の存在を必ず前提とする。この点においては、聞き手との関係が必須である待遇表現と深く関わっている。

## 6-2. 「命令・禁止」文に用いられた「よ」

「命令・禁止」文はその文の表現類型の特徴によって丁寧さが表現されない。そこで、まず、「命令・禁止」文には「ね」が接続されにくい<sup>(3)</sup>。それは「ね」の表す意味や機能と「命令・禁止」文の特徴が相反しているからである。つまり、「ね」の聞き手への配慮と話し手の聞き手に対する一方的な行為要求とは、論理的に矛盾をきたし、同一の線上では表現できない。しかし、聞き手への配慮は表

(3) ここでは動詞の命令形のみをその対象とする。

すものの、聞き手に押しつけがましい印象をしばしば与える「よ」は「命令・禁止」文と共起することができる。

(5) もう時間だよ。早くしろよ！(作例)

(6) 危ないから触るなよ！(作例)

「命令・禁止」文は、元来話し手の聞き手に対する一方的な行為要求を表す表現形式であるが、これに「よ」が付加されると、話し手の聞き手に対する要求を催促する印象を与えることとなる。つまり、(5)で聞き手が早くすべきところをなかなかしようとしないうち、話し手は聞き手への不満を「よ」を付加することによって表明すると同時に、聞き手の行為を催促する意図をも表明している。これは話し手が聞き手に対して行為要求のできる対人関係にあることはいうまでもないが、話し手と聞き手とのかなりの親密さが前提となっていなければならない。「命令・禁止」文に用いられた「よ」の機能は、命令・禁止の伝達態度を聞き手に再確認させると同時に、聞き手の行為を催促するニュアンスを付加することになる。

しかし、益岡は、「命令・禁止」文に「よ」を付加すると訴えの表現力が弱まると指摘し、そこには語用論的条件が関連していると述べた。益岡によると、「命令・禁止」の最も基本的な表現のあり方は、話し手が聞き手の意向に反して行為を強制することであり、この場合に「よ」が用いられれば聞き手に行為を要求する際、自分の意向が聞き手の意向に対立するとの話し手の想定も併せて表現することになる。そこで、単に行為を強制するだけの場合とは異なって、聞き手に対する配慮が多少はなされていることになり、「よ」の付加が行為要求の表現を和らげる効果をもたらす結果になる。しかし、「演述型」での「よ」の解釈で考察された益岡の「命令・禁止」文に用いられた「よ」の分析には首肯できない。さらに、「演述型」に用いられる「よ」がしばしば相手を押しつけがましい印象を与えるのに対し、それが「訴え型」に用いられた場合は相手への配慮を表明するという点は納得しかねる。

益岡によると、「よ」の機能(益岡の用語で言えば、内在的な意味)は、話し手の有する知識や意向のあり方が聞き手が持っている想定される知識や意向のあり方と対立する方向にあるという点に関する話し手の認識態度の表明にある。

この説に従えば、「命令・禁止」文に用いられた「よ」は、話し手と聞き手との意向の対立をことさら表現することになり、話し手が聞き手に対して行為要求を催促することになる。

(7) (何をぐずぐずしているんだ。)早くしろよ! (作例)

表現例(7)での「早くしろよ!」が「早くしろ!」より行為要求の表現の度合いが弱まっているとは考えにくい。それは、「早くしろ!」が単に話し手の聞き手に対する強い行為要求の表現である反面、「早くしろよ!」からは話し手の聞き手に対する強い行為要求の表現だけではなく、聞き手に対する不満や話し手の苛立ちも窺えるからである。尚、ここに上昇調のイントネーションが加わると、「よ」が行為要求の表現の度合いを弱めるという見解もあるが、<sup>(4)</sup>この問題については別の機会に考察していきたい。

### 6-3. 「依頼」文に用いられた「ね」「よ」

ここでは、「依頼」文の表現形式として「～てくれ(ください)」を取りあげる。次の表現例を見てみよう。

(8) なるべく、崖からまっすぐ、掘りおろすようにしてくださいね。

(『砂の女』安部公房)

(9) 出ちゃいけませんよ。とにかく、出ないでくださいよ。

(『人間失格』太宰治)

(8)(9)の表現例の「ね」「よ」は、文の流れの中でどのような機能を果たしているのだろうか。

(8)の「ね」は「～てください」で文を終止した場合より、話し手の要求の表現を全体的に和らげている。「なるべく、崖からまっすぐ、掘りおろすようにしてください」と文を終えた場合、話し手は聞き手に対して尊敬語「くださる」の特別な命令形<sup>(5)</sup>を用いているにも関わらず、話し手の聞き手に対する丁寧さや依頼の

(4) 西川(1995)参照

(5) 「ください」は「くださる」の命令形ではあるが、意味的には「依頼」を表す。



度合いは弱められる。ここでもし「よ」を用いると、話し手が聞き手に何回も要求したのにいまだに聞き手がそうしようとしなことを非難し、同時に、聞き手への催促の印象を与える恐れがある。(9)の表現例の「よ」の表現がそれである。表現例(10)(11)も同様である。

- (10) ともかく、十分に注意なさって下さいね。(『女社長に乾杯!』赤川次郎)  
 (11) ちょっと待って下さいよ。(『女社長に乾杯!』)

このような「ね」「よ」の機能から「～てくれ」の依頼形には「ね」は付加しにくく、「よ」は自然に付加される。<sup>(6)</sup>

- (12) おい、おい、座布団の糸を切らないでくれよ。(『人間失格』)

「座布団の糸を切らないでくれ」という依頼表現は聞き手に「糸を切らない」ことを要求することである。これに「よ」が付加されると聞き手の糸を切ろうとする行動を止めさせようとする話し手の聞き手に対する積極的な働きかけや話し手の聞き手に対する叱責の意が強く表現されることとなる。

次に、「～ないで」につく「ね」「よ」の機能をみていく。

- (13) 今日は遅くならないでね。(作例)  
 (14) 今日は遅くならないでよ。(作例)

「～ないで」の表現は「～しないように」の意味で話し手の聞き手に対する命令よりは願望の意が強く感じとれる表現である。この表現形式に「ね」がついた場合は、5で仮定したように話し手の聞き手に対する要求が和らげられる。ここでは、イントネーションによっては、「演述型」で見られる「ね」の機能も見てとることができる。反面、「よ」を用いると聞き手に対する要求の度合いを強めるだけでなく、聞き手への不満も表現することになり、聞き手に要求を遂行

(6) 「～てくれ」は「くれる」の命令形で「くださる」の普通体である。「～てください」が命令よりは依頼の表現として用いられる反面、「～てくれ」は話し手の聞き手に対する一方的な行為要求の表現として用いられるケースが多い。

することを念押しする意味になる。(14)での「よ」が上昇調のイントネーションであるならば、聞き手に「遅くならない」ことを確認し、聞き手から「今日は遅くならない」ことを約束してもらいたいという話し手の表現態度も表明される。

また、「～てください」が省略された表現例に用いられる「ね」「よ」の機能もこれまでの考察と基本的に一致する。

(15) また遊びにいらしてね。(『女社長に乾杯!』)

(16) また遊びにいらしてよ。(作例)

(16)の「よ」は(15)の「ね」と比べて、話し手の聞き手に対する依頼の表現の度合いは強められている。それは言うまでもなく、「よ」が「依頼」文に用いられた時の機能に起因するものである。このように、「よ」には依頼の度合いを強める機能があるため、話し手の聞き手に対する「また遊びに来てもらいたい」という願望の表現には「ね」は馴染むこととなり、「また遊びに来ること」に対する依頼の表現を強く表現して伝達するには「よ」が通常に使われることとなる。表現例(17)(18)も全く同様である。

(17) 無理はしなくていいけど、できれば、あの連中が会う相手を写してみてね。  
(『女社長に乾杯!』)

(18) 無理はしなくていいけど、できれば、あの連中が会う相手を写してみてよ。  
(作例)

(17)からは「～相手を写してもらいたい」という話し手の願望の意が表現されていることが、(18)からは話し手の聞き手に対する依頼の表現が強まっていることが窺える。

このような「ね」「よ」の機能は、文末に「お願いする」という話し手の願望の表現が省略された文からもそれを見てとることができる。

(19) 三枝さん、今日はお得意回りをよろしくね。(『女社長に乾杯!』)

(20)\* 三枝さん、今日はお得意回りをよろしくよ。(作例)

(20)の「よ」が非文になるのは、「お願いする」という話し手の願望の意が「よ」

によって表されにくいからである。つまり、話し手の願望の表現と依頼の表現の度合いを強める「よ」が相反することとなる。

以上の考察から明らかであるように、「依頼」文に用いられた「ね」の機能は、話し手の聞き手に対する依頼の意を和らげて聞き手にそうしてほしい、また、そうしてもらいたいという話し手の願望を伝達する点にある。

益岡は、「命令・禁止」文とは違って、「依頼」文における「よ」は聞き手への依頼の表現力を強めると指摘した。つまり、これは話し手の意向が聞き手の意向に対立するという判断の帰結である。言い換えれば、意向の対立が想定されるにもかかわらず敢えて「よ」を用いて相手に行為を依頼するのは、その依頼の表現力を強い調子にすることになるというのである。

「よ」の付加が「依頼」の表現の度合いを強めるならば、当然、「命令・禁止」の表現の度合いも強まることとなる。何故ならば、益岡のことは借りを借りていうと、「命令・禁止」文も「依頼」文も、話し手と聞き手とは互いに異なる意向を持っているということが前提されているからである。

ここまでの考察により、終助詞「ね」「よ」は「訴え型」の文においては、その表現を和らげたり、強めたりするために用いられることがわかった。

#### 6-4. 「勧誘」文に用いられた「ね」「よ」

「勧誘」文における「ね」「よ」の機能には、「命令・禁止」「依頼」文に現れるそれらと極めて近似の側面が窺える。次の表現例を見てみよう。

- (21) 来週日曜日、食事でも一緒にしましょう。(作例)
- (22) 来週日曜日、食事でも一緒にしましょうか。(作例)
- (23) 来週日曜日、食事でも一緒にしましょうね。(作例)
- (24) 来週日曜日、食事でも一緒にしましょうよ。(作例)

(21)から(24)までの表現例をそれぞれ比較して「ね」「よ」の機能を探ってみると、まず(21)は(23)に比べて話し手の聞き手への一方的な誘いの感じがする。つまり、話し手は聞き手が「一緒に食事をする」ことに賛成するか否かには関心がない。これに対して、(23)は、聞き手に賛成の意のあることが窺えると同時に、誘いの意が

和らげられている。この点において、「訴え型」の文における「ね」の機能と共通する。一方、⑳は「一緒に食事をする」ことを聞き手に全面的に訊ねている。㉑からは、話し手が聞き手に「一緒に食事をする」ことを強い調子で積極的に誘っていて、その誘いに対して聞き手がなかなか応じようとしないう様が窺える。「よ」を用いることによって、「一緒に食事をする」ことに応じて欲しいという話し手の聞き手への勧誘の意が強められていることは明らかである。また、次の表現例からもこのような「ね」「よ」の機能を見てとることができる。

㉒ もう少しだから頑張ろうね。(作例)

㉓ もう少しだから頑張ろうよ。(作例)

㉒の「ね」に比べて㉓の「よ」には、聞き手が止めようとしている、或いは諦めようとしていることを話し手が叱責して、「頑張る」べきであることをことさら強調する伝達機能が感じられる。これらから、「勧誘」文に用いられた「ね」「よ」の機能も、「訴え型」の文に用いられた「ね」「よ」と同様の機能を有していることは明らかである。

## 7. おわりに

以上から、「訴え型」に現れる「ね」「よ」の機能は、「演述型」に用いられる「ね」「よ」とは異なるところがあり、それは次のようにまとめることができよう。

	演 述 型	訴 え 型
「ね」	話し手と聞き手がお互いに同じ情報や知識を持っていると話し手が想定した場合に用いられる。	話し手の聞き手に対する要求の度合いを和らげ、聞き手への要求表現を願望として表現伝達する。
「よ」	聞き手側より話し手側に情報や知識があると話し手がみなした場合に用いられる。	話し手の聞き手に対する要求の度合いを強めると同時に、聞き手に対する話し手の催促の意図を表現伝達する。

本稿は、「訴え型」に用いられる「ね」「よ」の機能が、待遇性とも深く関わっていることを、具体的な表現例をあげながら考察した。そして、「ね」「よ」の機能は文の表現類型に大きく左右されることを、「訴え型」の表現を中心に論及し、「演述型」と対比させながら考察した。

日本語のいわゆる「終助詞」に関する考察にあたっては、文の表現類型との相関関係やイントネーションの問題、対人関係に関わる制約等々からの視点が不可欠である。また、「ね」「よ」以外の終助詞が用いられる背景的な諸条件や諸制約をも明らかにしなければならない。それらはいずれも今後の課題とする。

#### 〈参考文献〉

- 伊豆原英子 1993 「終助詞『よ』『よね』『ね』の総合的考察—『よね』のコミュニケーション機能の考察を軸に—」『名古屋大学 日本語・日本文化論集』第1号 名古屋大学留学生センター
- 1994 「終助詞『よ』の使用と使用制約—情報と待遇性の関わりから『よ』の使用条件を探る—」『名古屋大学 日本語・日本文化論集』第2号 名古屋大学留学生センター
- 上野田鶴子 1972 「終助詞とその周辺」『日本語教育』17号
- 大曾美恵子 1986 「誤用分析1『今日はいい天気ですね。』—『はい、そうです。』」『日本語学』5巻9号
- 神尾昭雄 1990 『情報のなわ張り理論』大修館書店
- 金水 敏 1993 「終助詞ヨ・ネ」『言語』22巻4号
- 佐治圭三 1991 『日本語の文法の研究』ひつじ書房
- 全 賢 善 1994 「終助詞『ね』と『よ』の使用域の分析に関する基礎的研究—待遇表現としての『ね』と『よ』のあらわれについて—」名古屋大学大学院文学研究科日本語文化専攻修士論文
- 陳 常 好 1987 「終助詞—話し手と聞き手の認識ギャップをうめるための文接辞—」『日本語学』6巻10号
- 中西泰洋 1993 「文末詞の待遇的な機能についての一考察」『神戸大学留学生センター 紀要』第1号 神戸大学留学生センター
- 西川弘達 1995 「『よ』に関する考察」『南山日本語教育』南山大学大学院外国語学研究科
- 仁田義雄・益岡隆志 1989 『日本語のモダリティ』くろしお出版

- 蓮沼昭子 1996 「終助詞『よ』の談話機能」『言語探求の領域 小泉保博士古希記念論文集』上田功他編
- 益岡隆志 1987 『命題の文法－日本語文法序説－』くろしお出版
- 1991 『モダリティの文法』くろしお出版

(チョン ヒョンソン 日本語文化)